

## 島田市自治基本条例 行政業務部分個別項目まとめ・事務局提案条文案

区分	内容
①項目	総合計画
②概要	総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示し、本市の更なる発展及び住民福祉のより一層の向上を図るための総合的な指針である総合計画の制定の根拠を規定する。
③法的根拠、関連する主な条例等	島田市総合計画の策定等に関する条例
④内容	総合計画に即した行政運営の推進
⑤論点	<p>■自治基本条例と総合計画の関係、総合計画との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市総合計画後期基本計画第7章の重点的取組 →自治基本条例の制定</li> <li>・総合計画は市政運営のための最上位の計画、自治基本条例は協働のまちづくりを進めるための基本的なルール</li> </ul> <p>■規定条例との整合性</p> <p>規定条例に委ねる（横出し）形で条文を作成する。</p>
⑥事務局提案条文案	<p>（総合計画）</p> <p>第●条 市長等は、島田市総合計画の策定等に関する条例に基づき、議会の議決を経て、島田市総合計画を策定し、これに即して市政を運営するものとする。</p> <p>2 市長等は、島田市総合計画の策定に当たっては、市民の多様な参加の機会を設け、幅広い市民の声【市民の意見】を反映するものとする。</p>

区分	内容
①項目	組織
②概要	行政運営上、効果的な組織体制を編成する旨を規定する。
③法的根拠、関連する主な条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法</li> <li>・ 島田市行政組織条例、規則</li> </ul>
④内容	効果的な組織体制の編成
⑤論点	<p>■ 編成、見直し 社会情勢などの変化により、まちづくりに対する課題や行政ニーズが異なり、変化に対応していく体制が求められる。一方で、市民にわかりやすい組織体制も求められる。</p> <p>■ 市長権限 組織と人事は市長権限ではあるが、自治基本条例の本旨を実現するためにも規定する。</p>
⑥事務局提案条文案	<p>（組織）</p> <p>第●条 市長等は、社会情勢の変化に迅速かつ効率的に対応できるよう組織を編成するものとする。</p> <p>2 市長等の組織は、市民に分かりやすいものとする。</p>

区分	内容
①項目	財政運営
②概要	市の財政運営を持続可能なものとするために、中長期的な視点に立ち、計画的な財政運営に資することを規定するもの。
③法的根拠、関連する主な条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の財政の健全化に関する法律</li> <li>・島田市財政事情の公表に関する条例 (・一般会計中期財政計画)</li> </ul>
④内容	健全な行財政運営の執行
⑤論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■規定法律・条例との整合性</li> <li>■規定内容について 予算編成、予算執行、決算内容の説明責任、財産の管理などを定めている自治体もある。</li> </ul>
⑥事務局提案条文案	<p>(財政運営)</p> <p>第●条 市長は、市の財源の確保と効果的な運用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、島田市財政事情の公表に関する条例に基づき、市の財政事情を市民に分かりやすく公表するものとする。</p>

区分	内容
①項目	政策法務
②概要	行政運営のために必要な条例等の制定改廃を、適正かつ積極的に行う旨を規定するもの。
③法的根拠、関連する主な条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法</li> <li>・ 島田市人材育成基本方針</li> </ul>
④内容	法務に関する能力の向上、体制の充実
⑤論点	<p>■ 島田市の実情</p> <p>平成 28 年 4 月現在、経営管理課政策法務担当という部署はあり、政策法務の概念はあるが、要綱等で明確に規定されているものはない。</p> <p>→自治基本条例で規定することにより制度を保障する。</p>
⑥事務局提案条文案	<p>（政策法務）</p> <p>第●条 市長等は、地域実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、政策法務に関する体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するために、条例制定権等の自治立法権を有効に活用するものとする。</p>

区分	内容
①項目	行政評価
②概要	行政評価を実施するための根拠規定として規定するもの。
③法的根拠、関連する主な条例等	（島田市総合計画の策定等に関する条例）
④内容	行政評価の実施、反映
⑤論点	<p>■ 島田市の実情</p> <p>島田市総合計画の策定等に関する条例（第8条）に総合計画の進捗状況の評価と公表について規定されているが、個別事業に関するものや具体的な手続等は規定されていない。</p> <p>→自治基本条例で規定することにより制度を保障する。</p>
⑥事務局提案条文案	<p>（行政評価）</p> <p>第●条 市長等は、行政の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすく市民に公表するものとする。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を行政運営に適切に反映させるものとする。</p>

区分	内容
①項目	行政手続
②概要	適正に行政手続を行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることに努める旨を規定するもの。
③法的根拠、関連する主な条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続法</li> <li>・島田市行政手続条例</li> </ul>
④内容	行政手続の規定
⑤論点	<p>■規定条例との整合性 規定法令、条例に委ねる（横出し）形で条文を作成する。</p>
⑥事務局提案条文案	<p>（行政手続）</p> <p>第●条 市長等は、行政の手続に関する法令及び条例に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。</p>

区分	内容
①項目	公益通報
②概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政運営での違法行為について、職員等からの通報を受ける体制を整備する旨を規定するもの</li> <li>• 通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない旨を規定するもの</li> </ul>
③法的根拠、関連する主な条例等	公益通報者保護法
④内容	通報体制の整備、通報者の保護
⑤論点	<p>■ 島田市の実情</p> <p>平成 28 年 4 月現在、公益通報に関する規定なし。 →自治基本条例で規定することにより制度を保障する。</p>
⑥事務局提案条文案	<p>（公益通報）</p> <p>第●条 市長等は、公益通報（行政運営の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。）を受けるとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長等は、公益通報を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに適切な措置を講じるものとする。</p>

区分	内容
①項目	広域連携
②概要	行政運営上、島田市だけでは解決できない課題や問題に対して、国や県、近隣自治体と連携を図り解決していく旨や、市内に留まらず、外部からも広く知恵や意見を取り入れる旨を規定するもの。
③法的根拠、関連する主な条例等	なし
④内容	広域連携に関する規定
⑤論点	<p>■ 島田市の実情</p> <p>平成 28 年 4 月現在、戦略推進課広域連携・病院支援室という部署はあり、広域連携の概念はあるが、要綱等で明確に規定されているものはない。</p> <p>→自治基本条例で規定することにより制度を保障する。</p>
⑥事務局提案条文案	<p>（広域連携）</p> <p>第●条 市長等は、まちづくりの課題を解決するために、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。</p> <p>2 市民及び市長等は、市民以外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p>

<参考>

志太3市長会議における合意事項（平成27年7月）

- 1) 公共施設の相互利用の推進
- 2) 2025年に向けた地域医療等の連携検討
- 3) 子育て・こども支援施策の連携
- 4) その他



区分	内容
① 項目	国際交流（多文化共生）
② 概要	グローバル化に対応できる行政運営を実施するために、国外都市との交流や連携を図る旨を規定するもの。
③ 法的根拠、関連する主な条例等	なし
④ 内容	<p>国外都市との交流を図り、グローバル化に対応できるまちづくりを目指す。</p> <p>互いの文化・価値観を認め合い、多様性を保障する。</p>
⑤ 論点	<p>■ 島田市の実情</p> <p>平成 28 年 4 月現在、地域づくり課国際交流担当という部署はあり、国際交流の概念はあるが、要綱等で明確に規定されているものはない。また、現在の国際交流の実情は友好交流目的が主で、行政間での情報交換や意見交換はない。</p> <p>→自治基本条例で規定することにより制度を保障する。</p>
⑥ 事務局提案条文案	<p>（国際交流）</p> <p>第●条 市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するために、国外の都市との交流に努めるものとする。</p> <p>（多文化共生）</p> <p>第●条 市民は、多文化共生（国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと）の視点に立ち、まちづくりに参加するものとする。</p> <p>2 市長等は、個人及び集団の多様性に配慮したまちづくりに努めるものとする。</p>

区分	内容
① 項目	審議会等の運営
② 概要	審議会等の委員選任に当たり、公募での選任に努める旨を規定するもの。
③ 法的根拠、関連する主な条例等	なし（各審議会等要綱等で個別に規定）
④ 内容	審議会等の委員選任を公募で行う努力義務。
⑤ 論点	<p>■ 島田市の実情</p> <p>各審議会等での委員に選任における公募の実施については各審議会等の所管課の判断によっている。</p> <p>→自治基本条例で規定することにより制度を保障し、市民参画を促進する。</p>
⑥ 事務局提案条文案	<p>（審議会等の運営）</p> <p>第●条 市長等は審議会等の委員の選任に当たっては、法令等の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は審議会等の公募委員の選任に当たっては、委員の性別、年齢及び居住区などに配慮するものとする。</p>

区分	内容
① 項目	公共施設
② 概要	公共施設の適正な管理の趣旨を規定する。
③ 法的根拠、関連する主な条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島田市公共建築物管理適正化基本方針</li> <li>・ 島田市公共施設等総合管理計画</li> </ul>
④ 内容	公共施設マネジメントの概念、計画に沿った施設管理を条例で規定する。
⑤ 論点	<p>■ 島田市の実情</p> <p>公共施設マネジメントは全国的な課題であり、島田市においても平成27年度に総合管理計画を定め、将来のために適正な管理を行うこととなっている。</p>
⑥ 事務局提案条文案	<p>（公共施設等）</p> <p>第●条 市長等は公共施設等（公共建築物、屋外公共施設、プラント系施設、インフラのことをいう。以下同じ）の管理に関する計画に基づき、財政、人口の状況等に応じて公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化を図るものとする。</p>